



コミュニティ構想

(人づくり・地域づくり編)

市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ

～いきいきとまちが輝く、人づくり・地域づくり～

平成20年6月

福岡県大野城市

< コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)の策定にあたって >

大野城市では、これまで、4地区コミュニティセンターをはじめとして、まどかぴあ、各区公民館、総合公園、都市公園等の整備を計画的に進めるなど、身近なコミュニティづくりを推進してきました。これら地域の活動拠点を中心に、市民による地域のまちづくり活動、ボランティア活動、生涯学習活動、親睦・交流活動などが積極的に実践されています。

また、近年では、このような地縁・地域型の市民活動に加えて、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動に取り組む市民活動団体やNPOなどの団体も自発的に生まれてきています。

その様な中であって、少子・高齢化の進展、高度情報化など社会情勢の変化、価値観の多様化、地方分権の推進等を背景に、これからの地方自治体運営には、地域の特性・独自性を活かした特色あるまちづくりが求められています。

大野城市においても、市民と行政が良きパートナーとして、子育て・福祉・環境・教育・まちづくりなど様々な分野での地域課題を共有し、共に連携・協力しながら、その解決に取り組んでいく仕組みづくりが必要です。

この「コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)」は、これまでの大野城市の取り組み及び今回の構想策定にあたり、4地区コミュニティで開催された“大野城市のコミュニティを考えるワークショップ”での市民からの意見や“コミュニティに関するアンケート”などの調査結果等を踏まえ、コミュニティ構想検討委員会からの素案の提言を受け、これに基づき市役所内で調整を行い、本市が目指すべきコミュニティ像とそれを実現するための仕組みを取りまとめたものです。

この構想では、目指すべき姿を“市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ”と定め、「パートナーシップ」と「都市内分権」という二つの手法を、実現する上での両輪として位置づけています。そして、まちづくりの主役は市民であるという地方自治の理念のもと、究極には、「自立及び自律した市民が、自発的に地域社会に対して責任ある意見を述べ、必要な役割を担う」という真の市民自治の創造を前提としています。

この構想で示した共通の目標の実現に向かって、行政と地域、また、一人でも多くの市民が共に手を携えて、市民活動の活性化や市民が主体的に関わるまちづくりへの新たな一歩を力強く踏み出すことで、住みよい、活力にあふれた、魅力ある“ふるさと大野城市”を次世代へ引き継いでいくことができるものと確信しております。

平成20年6月

大野城市長



井本宗司

目 次

構 想 編

．構想策定の目的	01
1．これまでの取り組み	
2．構想の目的	
．構想の位置づけ	02
．コミュニティを取り巻く現状と課題	03
1．地域コミュニティの希薄化	
2．地域での問題解決機能の縮小	
3．地縁・地域型組織を取り巻く環境の変化	
4．行政が担う事務の限界	
5．住民自治の高まり	
6．求められる個性あるまちづくり	
．基本目標 - 目指すべきコミュニティ像 -	04
．これからのコミュニティによるまちづくり - 基本となる四つの考え方 -	05
1．自治力みなぎるコミュニティ ～市民が主役の地域経営～	
2．基盤となる地域コミュニティのエリア ～進化する四つのコミュニティ～	
3．市民と行政の新たな関係づくり ～パートナーシップの構築～	
4．市民に近いところで進めるまちづくり ～都市内分権の推進～	
．パートナーシップによるまちづくり	08
1．パートナーシップの原則	
2．パートナーシップの構築に向けて期待される役割	
3．パートナーシップの構築に向けての六つの仕組みづくり	
．都市内分権の推進によるまちづくり	12
1．一体的に進める二つの分権	
2．都市内分権への段階的な取り組み	
3．都市内分権に対する市民や市職員の意識改革	

・コミュニティ分権の仕組みづくり 14

1. 課題解決型組織運営への転換
2. 段階的な組織転換
3. コミュニティ協議会の機能（役割）
4. 地区コミュニティと区（公民館）との関係
5. 地区コミュニティと市民との関係
6. 地区コミュニティと地域の活動団体との関係
7. 市議会とコミュニティ協議会の機能の整理

・行政内分権の仕組みづくり 18

1. 地域行政センターへの機能進化
2. 地域行政センターの機能（役割）
3. 地域行政センター設置までの対応

・構想推進のために 20

1. コミュニティ連絡協議会の設置
2. パートナシップ活動アドバイザー会議の設置
3. 構想の推進を担保する条例の検討
4. 財政的な調整
5. 職員の意欲的な参画

Ⅰ. 構想の実現時期 21

プ ラ ン 編

・実行プランの構成 23

・実行プラン 25

資 料 編

1.用語解説 43

2.コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)の検討経過 47

構 想 編

1．これまでの取り組み

大野城市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて人口の急増に伴い、人と人との心の融和をはかり、地域ぐるみで新しいまちづくりを推進するために、「まどか運動」「まどか文化祭」「コミュニティづくり」などに取り組みました。その間には、昭和 46 年に南地区が総務省（旧自治省）からモデルコミュニティ地区の指定を受けたのを皮切りに、昭和 50 年に北地区、昭和 51 年には東地区が県からモデルコミュニティ地区の指定を受けました。

こうして、住民と行政が相互に協力し、住民の新しいまちをつくろうという情熱から、おおの大文字まつり、まどかリンピック、まどか芸能祭などの住民の連帯意識、郷土意識を醸成する行事が創設され、成功していくことで、大野城市は、全国的にも先進のコミュニティ都市として発展してきました。

また、平成 8 年には、コミュニティ活動の拠点整備を柱としたコミュニティ推進構想を策定しました。

この推進構想に基づき、コミュニティセンターの整備を進め、平成 16 年 1 月の東コミュニティセンター開館により、市内四つのコミュニティ地区すべてに活動拠点となるコミュニティセンターの整備を完了しました。

2．構想の目的

近年の複雑かつ多様化する社会にあっては、少子高齢化に伴う地域福祉や自然保護、環境問題など幅広い地域課題があり、市民が主体的に関わるコミュニティによる地域課題解決に向けた取り組みが重要な役割を持つと考えられます。

今回策定した「コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)」は、地方分権の進展により地方自治体に求められる自己決定・自己責任による特色あるまちづくりを推進するとともに、市民と行政が果たすべき責任と役割を明確にし、対等な立場で共に創りあげる“新しいコミュニティの姿”を示すことを目的としたものです。

また、施設整備が中心であった前コミュニティ推進構想を、ソフト分野(仕組みづくり)を中心に発展的に見直しを行い、これまで培ってきたコミュニティのまちづくりを、セカンドステージへと力強く進めていくための基本となる考え方とその仕組みを示したものです。

注) は、用語解説(43 ページ～)に掲載しています。

. 構想の位置づけ

現在、大野城市では「第5次総合計画」(計画期間：平成21年度～平成30年度)の策定を進めています。この第5次総合計画は、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来や地方分権の進展などの社会・経済環境の変化を踏まえて、本市の目指すべき都市将来像とまちづくりの方針を示すものです。

本市の市政運営においては、これまでも、そしてこれからもコミュニティを基盤としたまちづくりが、その根幹となるものであるとの認識に基づき、本構想の検討段階から第5次総合計画を見据えて、検討を進めてきたところです。

したがって、この構想の考え方は、第5次総合計画におけるまちづくり方針においても基調となるものであり、十分に整合性をはかった上で、総合計画においてその趣旨を明確に位置づけるものとします。

1．地域コミュニティの希薄化

都市機能の高度化や核家族化、社会全体のスピード化が相まって、従来は地域で解決していた課題を行政サービスによって解決していくという状況が生まれ、結果として、地域の市民同士の関係を希薄にしていく方向に向かっているとと言えます。

2．地域での問題解決機能の縮小

高度経済成長期を境として、道路・公園・河川などの公共空間の管理をはじめとした地域の課題解決にあたっては、行政への依存傾向が強まり、同時に、地域の中で培われてきたルールや仕組みも、個人の価値観の多様化あるいは住民の流動化などから、その機能が縮小してきています。

3．地縁・地域型組織を取り巻く環境の変化

区（自治会）などの地縁・地域型組織では、役員の高齢化や固定化などの組織的課題と併せて、地域の構成員としての自覚の欠如やコミュニティ活動・自治会活動への関心の低さに起因する、活動の担い手の不足や参加者減少などの問題も生じています。また、借家率が高い地区では、自治会加入率の低下傾向も懸念されます。

4．行政が担う事務の限界

少子高齢化に伴う人口減少社会が到来し、市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化がさらに進む中で、行政の財政規模が縮小していく今後は、公共サービスのすべてを行政のみが担うという従来の認識のままでは、質的にも量的にも、サービスの提供が困難になることが見込まれます。

5．住民自治の高まり

阪神・淡路大震災や日本海の重油流出事故などをきっかけとして、地域コミュニティの重要性や市民ボランティアの社会的評価が高まりました。同時に、市民活動 や地域固有のまちづくりの必要性と併せて、「地域の運営は、その地域の住民の意思によって行われる」という住民自治 の考え方が、広く再認識されるようになりました。

6．求められる個性あるまちづくり

地方分権が進展する中で、個性や魅力にあふれる都市づくりを進めるためには、「地域の特性を活かしたまちづくり」や「地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくり」が必要となっています。

・基本目標 - 目指すべきコミュニティ像 -

コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)では、先達が築き上げてきた“コミュニティ都市大野城”を、これまでに培ってきた“コミュニティ^{りょく}力”を原動力として、地方分権時代にふさわしい姿に進化させることを目標とします。

そこで、本構想が目指すべきコミュニティ像として基本目標を次のとおり位置づけます。

基本目標

目指すべきコミュニティ像

市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ
～いきいきとまちが輝く、人づくり・地域づくり～

この基本目標のもと、市民と行政が相互の連携を深めるとともに、市民の満足度を高めるまちづくりを目指して、まちづくりの主役である市民の意思と力が効果的に発揮される仕組みづくりを進めます。

1 . 自治力みなぎるコミュニティ ~ 市民が主役の地域経営 ~

地方分権改革が目指す分権型社会では、これまで以上に自治体と住民による自己決定・自己責任の原則に基づくまちづくりが重要となり、必然的に“真の意味での自治力”を備えた住民自治の充実が求められます。地域に暮らし、自らの地域のことを一番よく知っている市民一人ひとりが、地域社会に対してできること、しなければならないことは何か、という住民自治の原点に立ち返り、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治意識を高めていく環境づくりを進めなければなりません。

このことから大野城市では、住民自治のさらなる充実をはかるため、従来の行政システムから、「地域の課題を地域で解決できる」ことを支援する新たな地域経営システムへの転換をはかります。具体的には、市民と行政がそれぞれの責任と役割分担のもと、お互いが持つ特性を活かしながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決できる新たな手法として「パートナーシップの構築」と「都市内分権の推進」という新たな仕組みを柱として、市民が主役の地域経営を進めます。

2 . 基盤となる地域コミュニティのエリア ~ 進化する四つのコミュニティ ~

新たな仕組みによるまちづくりを進める上で基盤となる地域コミュニティのエリアは、市民がコミュニティ意識を持って課題を共有し、連帯して活動できる範囲でなければなりません。

大野城市では、これまで取り組んできた“コミュニティのまちづくり”により、複数の小コミュニティ（区単位）が連帯した、中コミュニティ（4地区コミュニティ）というコミュニティエリアが定着し、市民にも広く認知されています。

このことから、この構想に基づき、市民、地域及び行政とのパートナーシップによるまちづくりや市民に身近な行政サービスの提供の仕組みづくりを進めるエリアの単位は、これまでのコミュニティのまちづくりの成果として、一定の連帯意識を有し、拠点となるコミュニティセンターを備える、北・東・中央・南という四つの地区コミュニティエリアを基本とすることが適当です。この四つのコミュニティエリアを基盤として、自治力みなぎるコミュニティへの進化をはかります。

なお、このコミュニティエリアの一部が、小・中学校区の範囲と相違していることで発生する問題については、コミュニティ単位に設置するコミュニティ協議会等に学校関係者の積極的な参加を推進することなどで解決をはかります。

3. 市民と行政の新たな関係づくり ~ パートナーシップの構築 ~

地方分権の流れを受け、地域における公共サービスを従前のように行政だけで担うのではなく、市民同士や市民と行政の両者が、まちづくりの主体として役割を分担し、共に公共を担っていくという“新しい公共”という考え方が生まれています。

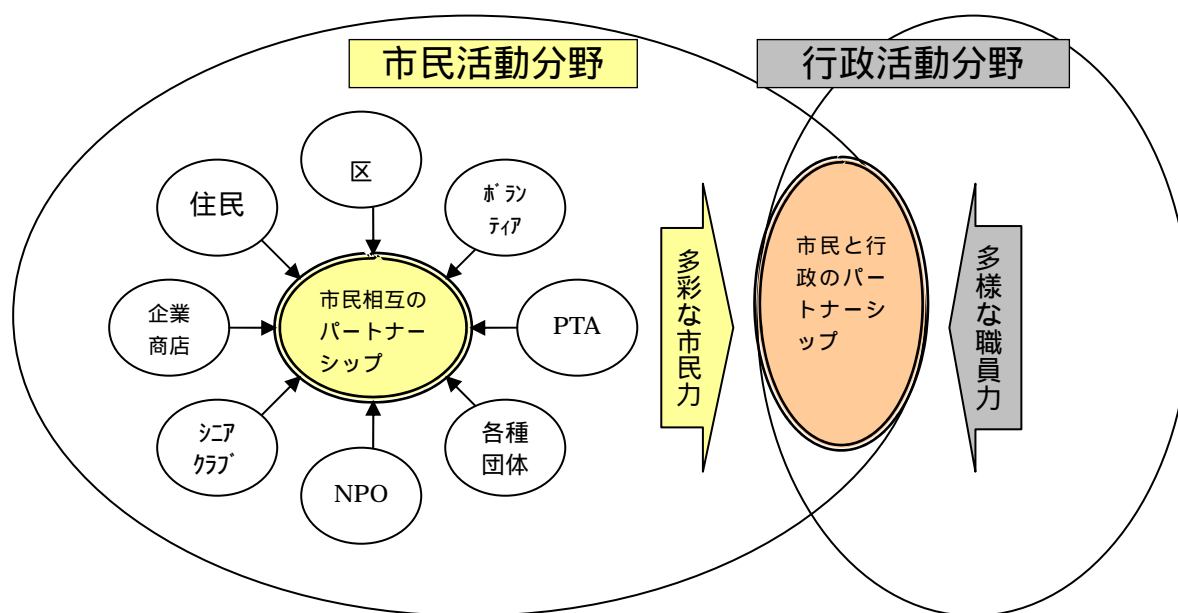
この“新しい公共”という考え方を基本として、市民や区、各種団体、ボランティア、NPO、企業、あるいは地縁による新たな組織など立場の異なる組織や人同士が対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かし、必要に応じて連携・補完し合う関係を新たに構築する必要があります。

そして、この新たな関係のもと、社会的課題や市民の多様なニーズに対応し解決していく仕組みが“パートナーシップによるまちづくり”です。「多彩な市民力」と「多様な職員力」が連携・補完しながら新しい公共の創造を目指す“パートナーシップによるまちづくり”の推進は、地方分権時代に対応した、自治力を備えた大野城市を築くための必須条件とも言えるものです。

パートナーシップには、大きく二つの柱があります。一つは市民と行政が共に協力・連携し、役割を分担して地域のまちづくりを進める“市民と行政のパートナーシップ”です。

もう一つが個人、区、団体など市民が相互に協力・連携し、自治活動の活性化をはかりながら、お互いに支え合って地域のまちづくりを進める“市民相互のパートナーシップ”です。この二つの“パートナーシップ”が共に活発に展開される仕組みを築くことが必要です。

パートナーシップ(P.S)の構築イメージ



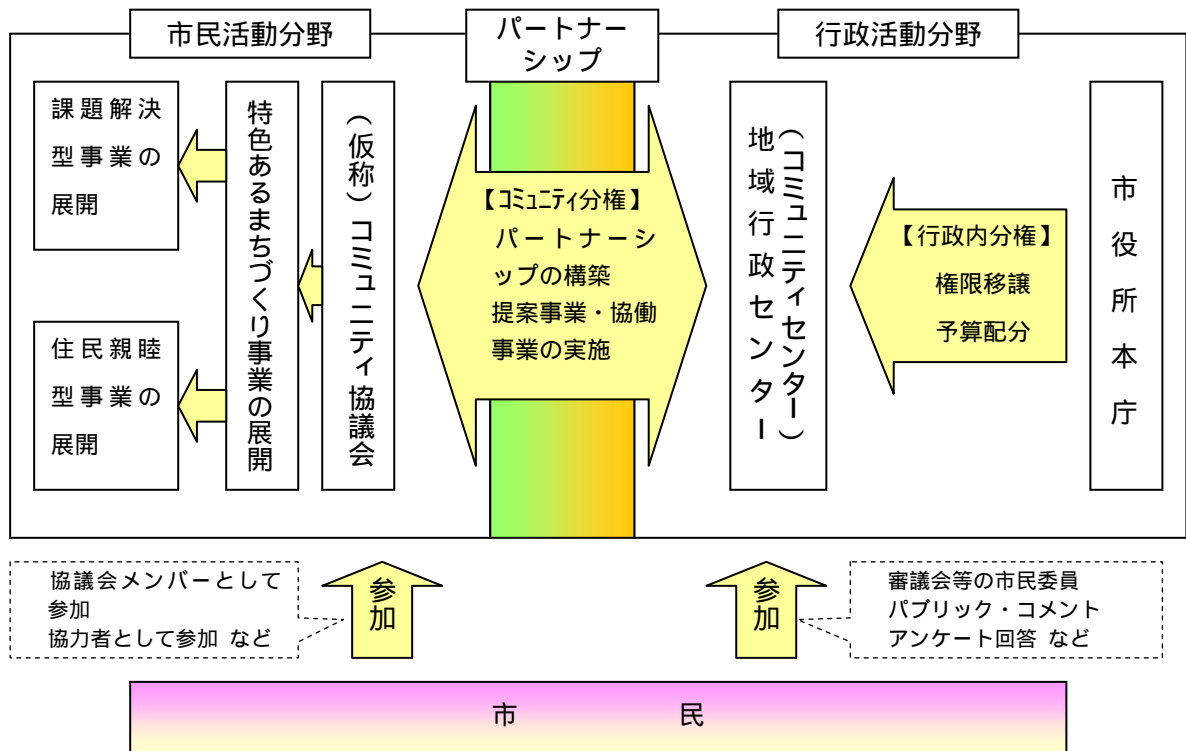
4. 市民に近いところで進めるまちづくり ~ 都市内分権の推進 ~

地方分権の進展や住民自治の高まりから市民の役割が見直され、多様な市民活動が展開されようとしている今、地域の個性を活かしながら大野城市が発展し、市民の満足度をより高めるためには、国から地方政府 への分権の流れを地方政府から地域・市民へと進め、市民により近いところでまちづくりを推進することが必要です。

また、パートナーシップに基づいた個性や魅力にあふれる都市づくりを進めるためには、これまでの公平性を前提とした全市画一的な施策のみならず「地域の特性を活かしたまちづくり」や「地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくり」を進めるための環境づくりも必要です。

「市民に近いまちづくり」「地域の特性を活かしたまちづくり」「地域に愛着を持つ市民によるまちづくり」を進めるための仕組みが“都市内分権”です。都市内分権を進めることで、地域の実情や特性を反映したサービスを市民に近いところで効果的・効率的に提供することが可能となるため、市民満足度の高い地域経営が実現できると考えます。

都市内分権のイメージ



・パートナーシップによるまちづくり

この構想では、パートナーシップを「市民と行政とが地域の目標を共有し、市民が持つ“多彩な市民力”と、行政が持つ“多様な職員力”というそれぞれの特性を活かしながら、足りないところを補い合い、お互いに協力して地域の社会的課題の解決にあたるかたち」と定義しています。

公共とは、これまでその多くが“行政にゆだねられてきた公共”でした。しかし、これからの時代は、みんなのパートナーシップでつくり上げる“新たな公共”という考え方が重要となります。

身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は、地域で解決し、地域で解決できない問題は行政が解決するという“自助・共助・公助による補完性の原則”に、改めて注目することも必要です。

この“新たな公共”と“補完性の原則”は、パートナーシップによるまちづくりに通じる基本的な考え方といえます。

まずは、この“パートナーシップ”の意味を市民も行政も共に理解し、共有するところから自治力みなぎるコミュニティづくりを始めます。

1. パートナーシップの原則

パートナーシップによるまちづくりにあたっては、市民と行政が共にまちづくりの当事者であるという認識のもとに、次の七つの原則を共通認識として持ち、より良いパートナーシップの関係を築くことが大切です。

公益性の原則

広く市民に利益をもたらす公益性があることが必要です。

対等の原則

お互いが対等の関係で協力します。

目的共有の原則

共に目指す目的や理想を共有し、理解することが必要です。

相互理解と補完性の原則

お互いの立場や役割を理解し、助け合って行動します。

自主性と自立性の原則

お互いが自己決定・自己責任のもとに自主的・主体的に行動します。

情報共有の原則

積極的に情報提供を行い、相互の情報共有のもとで取り組みます。

透明性の原則

取り組みの内容や結果は公開し、誰もが知ることができます。

2. パートナーシップの構築に向けて期待される役割

市民（住民）に期待される役割

市民一人ひとりがパートナーシップの考え方を共有し、みんなの理解と協力のもと、お互いが支え合う社会づくりに貢献すること。

地域の一員として、自らの住む地域に関心を持ち、区活動などの地域活動に積極的に参加すること。

市民活動やボランティア活動などを通して、自らが持つ知識や能力を社会貢献活動やまちづくりに活かすこと。

区などの地縁・地域型コミュニティに期待される役割

市民に一番身近なコミュニティの場として、住民の親睦・融和をはかるとともに、福祉・環境・防災・防犯など市民共通の福祉向上のため、これまで培われたノウハウや地域固有の視点を活かした自治活動の充実がはかれること。

目的型コミュニティとの連携をはじめとして、広く市民の参画をはかりながら、地域のまちづくりやパートナーシップ活動の推進役を担うこと。

青少年や団塊の世代の地域活動への参加や世代間交流を促進するとともに、その受け皿として機能を充実していくこと。

各種団体やNPOなどの目的型（テーマ型）コミュニティに期待される役割

専門性、先駆性、機動性などを活かし、地域のまちづくりに積極的に参画するとともに、多様化する市民ニーズに応えて、幅広い公共的サービスを担うこと。

地域型コミュニティと協力・連携することで、その機能を高め、パートナーシップ活動を担うこと。

自らの活動情報を積極的に発信することで、市民に対して自己実現や社会参画のきっかけづくりを提供すること。

企業、事業者などの地域経済型コミュニティに期待される役割

地域の一員として、また企業市民として、社会貢献活動やまちづくりに積極的に参画すること。

専門的で多分野にわたる資源を活かして、地縁・地域型コミュニティや目的型コミュニティの支援を行うとともに、市民活動やコミュニティビジネスなどを計画する個人や団体に対して、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、育成機能を発揮すること。

3 . パートナーシップの構築に向けての六つの仕組みづくり

パートナーシップの構築のために、これから取り組むべき仕組みづくりを六つの視点で推進します。

パートナーシップ意識の普及・啓発のための仕組みづくり

パートナーシップを構築していくためには、市民と行政が共に「大野城市をもっと住みよいまちにしていこう」という、まちづくりの方向性や理念を共有することが必要です。

そのためには、市民や市職員がパートナーシップの原則や基本理念を理解し、それに基づき行動できるよう、地域、学校、家庭、行政などあらゆる場でパートナーシップ意識の普及・啓発に取り組めます。

情報と課題の共有化のための仕組みづくり

パートナーシップによるまちづくりを進めるためには、市民と市民、市民と行政の相互理解を深めることによって、お互いのコミュニケーションを促進し、実効性のあるパートナーシップが構築できるよう情報提供、情報交換、情報共有を行う仕組みづくりに取り組めます。

また、パートナーシップを構築していくためには、単なる情報の提供・共有だけでは不十分であり、そこにある課題を明確にし、共有することに取り組めます。

パートナーシップによる市政運営のための仕組みづくり

市政情報を市民に分かりやすい内容で積極的に提供するとともに、新たな行政評価制度の導入などにより、政策決定から事業実施、事後評価、見直しという事業推進プロセスの全体を通して市民が関わる場を設けるなど、多様な参加機会や参加形態を提供し、従来の市民参加・参画から一歩進んだ市民とのパートナーシップによる市政運営に取り組めます。

多彩な市民力を活かすための仕組みづくり

地域における人材育成や、人的資源を活用するための仕組みづくりを進めるとともに、パートナーシップ活動を支援する新たな環境づくりに取り組めます。

また、これまで地域活動や市民活動に参加したことがない市民にも、パートナーシップの重要性を理解してもらい、活動に参加してもらうための仕組みづくりに取り組めます。

市の推進体制整備のための仕組みづくり

パートナーシップの構築と都市内分権の推進を柱とした本構想の具現化は、従来の行政システムの根本が変わるような大きな改革です。これを着実に実行に移していくためには、行政内部にも強力な推進組織を構築して、全庁・全市的な取り組みにしていくことが必要です。早急に庁内的な議論を深め、構想の推進を担う組織体制の充実に取り組みます。

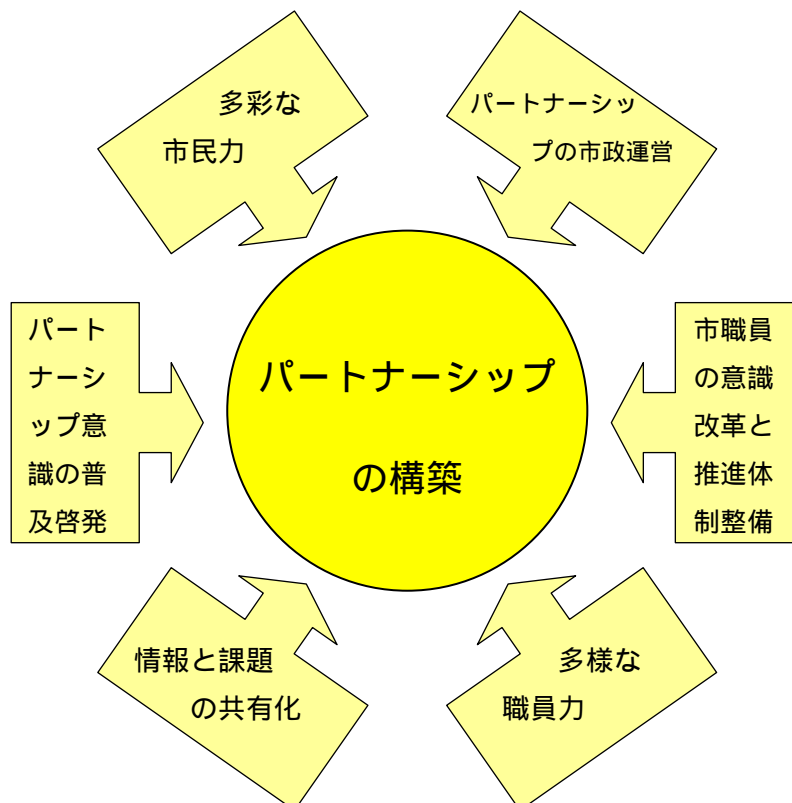
また、パートナーシップによるまちづくりを展開していく上で、拠点となるコミュニティセンター（地域行政センター）の組織及び施設機能の強化をはかります。

多様な職員力を活かすための仕組みづくり

パートナーシップを基本とした新たなまちづくりに対する職員の意識改革を進めることで、行政各部門の理解度や具体的な取り組み度合などの差異をできるだけ少なくするとともに、まちづくりに対するアドバイスやコーディネート能力等を備えた職員の育成のため、実践的な手法による研修等を実施します。

また、職員が持つ知識や技能を活かして、積極的な地域活動への参加を促す仕組みづくりに取り組みます。

パートナーシップの構築に向けての六つの仕組み



・都市内分権の推進によるまちづくり

この構想では、パートナーシップの構築と併せて都市内分権の推進を、新たなまちづくりの目標である“自治力みなぎるコミュニティ”を実現するための両輪と位置づけています。

都市内分権の推進においては、市民への分権である「コミュニティ分権」、市役所内部の分権である「行政内分権」という二つの分権を、一体的に推進することが有効かつ必要です。

コミュニティ分権とは、地域に住んでいる市民自らが身近な地域課題の解決や魅力づくりに取り組み“市民力”を発揮するための仕組みづくりであり、行政内分権とは、コミュニティ分権によって生まれる市民の取り組みに迅速かつ的確に対応し、身近なところで総合的な行政サービスを提供する仕組みを行政内部につくることです。

1．一体的に進める二つの分権

地域では、コミュニティ分権によって四つの地区に組織されるコミュニティ協議会が、自らの判断と責任においてまちづくり事業を実施していくこととなります。

また、地区コミュニティが自立すればするほど、地域づくりに関わる行政サービスも地域に身近なところで提供される体制へと変化せざるを得なくなります。それは、本庁集約体制を地区コミュニティ単位の拠点体制へと移行していく必要が生じるということの意味します。

以上の理由から、「コミュニティ分権」と「行政内分権」という二つの分権のバランスをはかりながら一体的に進める必要があります。

2．都市内分権への段階的な取り組み

都市内分権は、“市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ”という、これからの新しい大野城市をつくっていくための提案です。こうした考え方は、市民にとっても本市にとっても未経験のものです。

そこで、分権を進めるにあたっては、こうした仕組みを一気に導入するのではなく、理念の共有や意識の醸成をはかりながら、併せてモデル事業の実施等により、様々な試行錯誤、内容の検証を重ねた上で、そこから得られた経験や知識を反映させて、地域の実情に即した実現可能な仕組みに修正していく“段階的な取り組み”が必要です。

段階的な取り組みとして進めることで、机上の議論では気付かなかった課題の洗い出しも可能になります。

3 . 都市内分権に対する市民や市職員の意識改革

都市内分権の考え方は、仕組みとして大変新しいものであり、従来の行政の発想にはない視点を数多く含んでいます。

都市内分権への取り組みは、大野城市のこれまでのまちづくりを大きく転換し発展させるための仕組みであることから、その基本となる考え方を市民や市職員の一人ひとりが、十分に理解するための意識改革を行うことが重要です。特に、市職員がコミュニティ協議会を中心としたまちづくり活動を対等な立場で、共に担っていくことが求められます。

・コミュニティ分権の仕組みづくり

コミュニティ分権では、自己決定、自己責任の原則に基づき、それぞれの地域で市民自らが課題を整理し、意思決定を行うことが必要となってきます。そのためには、地区コミュニティの中に広く市民が参加する仕組みと意思決定のプロセス（手順）を新たに構築する必要があります。

これまで大野城市では、区やコミュニティ運営委員会が中心となり地域の様々な課題に取り組んできましたが、今日の社会環境の変化を背景として新たな地区コミュニティの構築が求められており、地域課題や生活課題の解決に従来のコミュニティ組織以上の役割が期待されています。

この構想では、これを担う組織として現在のコミュニティ運営委員会を組織的に発展・進化させた「コミュニティ協議会」を四つの地区コミュニティそれぞれに設置することを目指します。

1 . 課題解決型組織運営への転換

コミュニティ協議会は、現コミュニティ運営委員会組織をベースとして、地縁型組織から、地区内の市民や各種団体など幅広い参画を得た組織へと進化し、併せて親睦型事業中心の運営から課題解決型事業に重点を置いた運営への転換をはかります。

このコミュニティ協議会は、市民や地域の多様な主体の参画を得て、市民相互や市民と行政とのパートナーシップによりまちづくりを行う組織であり、コミュニティ^{りょく}力みなぎるまちづくりの中心的な役割を担うこととなります。地区における様々な課題のうち、「地区で解決できること」「地区でしか解決できないこと」「地区で取り組んだ方がよりよい方向に進むこと」「地区でやりたいこと」などを、コミュニティ協議会のメンバーとなる区、PTA、シニアクラブ、子ども会、NPO等の各種団体や市民個人が相互に連携・協力しながら、主体的に運営していく組織とします。

2 . 段階的な組織転換

コミュニティ協議会の設立にあたっては、コミュニティ運営委員会をはじめとして、地域の市民や団体等の理解を得ながら進める必要があります。そのためには、一定の時間をかけ、段階的に組織転換をはかっていきます。

3. コミュニティ協議会の機能（役割）

コミュニティ協議会は、以下のような役割（権限）を担うことを想定しています。

- 地区内の市民や各種団体を結ぶネットワーク構築及びその中心拠点となる役割
- 組織を構成する団体の連携により、地区内の課題を把握・整理し、どのようなまちづくり活動（解決策）を実施するのかを決定する役割
- 実施すると決定した活動の運営上必要な措置等を決定する役割
- 決定した地区のまちづくり活動を自らが主体となって実施する役割
- 市から移譲される財源を、どの活動にどれだけ使うのかといった財源の用途を決定する役割
- 地区内のまちづくり活動のうち、行政とのパートナーシップによって解決すべき課題や、地域では解決できない課題を行政に提案・要望する役割
- 地域の融和や親睦を深める活動、地区の特色を活かした独自事業を実施する役割
- その他地区内のまちづくりの方向性について、市に提案する役割 など

4. 地区コミュニティと区（公民館）との関係

現在、区は、市民に最も近い地縁組織という立場から、地域のまちづくり活動や区内住民の親睦活動等を通して、住民福祉の向上と地域の発展を目指して活動しています。

また、行政との関係においても、行政区長を窓口として行政の円滑な運営及び市民との連絡調整をはかる上で必要なパートナーであると言えます。

一方、地区コミュニティとの関係においては、その主要な構成組織として区活動と重複して活動している状況も多く、事業の過多や定例化、スタッフの固定化による負担増や参加者の減少などの問題も生じてきています。

市民に最も近い組織である区は、コミュニティの基礎であり、地方分権時代における新たなコミュニティ組織の担い手として、これからも中心的な役割を担うことは間違いありません。

これからの区は、地方分権時代に乗り出す「大野城丸」の新型エンジンとなる“コミュニティ協議会”を動かす燃料（人材、アイデアなど）を供給するための重要なパイプ役となります。現状維持にとどまることなく、地域の多様な活動主体と連携した新しい時代に相応しい新たな関係づくりをコーディネートし、それをエネルギーに変えていく役割が期待されます。

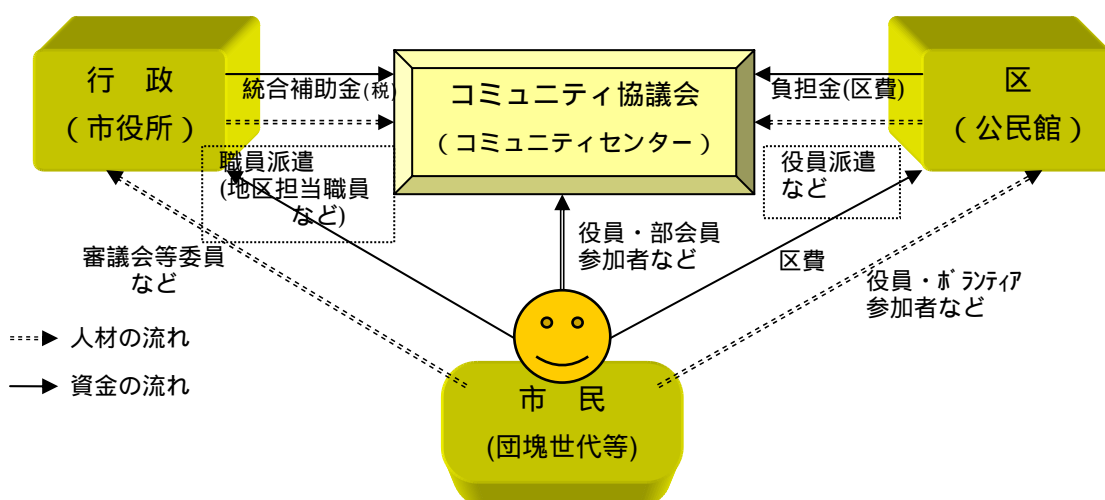
また、公民館は、市民の生涯学習の推進や青少年の健全育成等に寄与するほか、今後のまちづくりにおいて、市民参加やパートナーシップ構築に向けた意識改革や人材の発掘・育成に不可欠な施設であるとともに、市民に身近な活動拠点としても重要な役割を担う施設として位置づけられます。コミュニティセンターと公民館がこれまで以上に密接に連携し、“自治力みなぎるコミュニティ”づくりに向けて共に活動できる体制をつくり上げていく必要があります。

5. 地区コミュニティと市民との関係

コミュニティ協議会は、地域を住み良くしたいという意思を持って活動する市民であれば、誰でもが参加できる場にしていくことが必要です。市民との関係においては、積極的に情報を公開し、参加を促すと同時に、参加と活動の場を提供することが求められます。

特に団塊の世代については、地域活動との関わりが希薄であることが考えられますが、いきなりその知識や経験を活かしてまちづくりに活用するという発想ではなく、まずは地域活動に参加するきっかけ、すなわち地域デビューのきっかけとなる場を提供し、徐々に地域との関わりを強めていくことが必要です。

活動を支える人材と資金の関係



6. 地区コミュニティと地域の活動団体との関係

コミュニティ協議会には、これまでそれぞれの立場でまちづくりを担ってきた目的型コミュニティなどのほか、地域の活動団体など多様な主体の参加が必要不可欠になります。コミュニティ協議会がこうした団体の参加を得ることで、それぞれの団体が持つ特性やノウハウを活かして課題解決のヒントを得て、活動の幅が広がり、参加者相互の情報交換が促進されるといった効果が生まれるものと考えています。

7. 市議会とコミュニティ協議会の機能の整理

地方分権改革により自己決定・自己責任の原則に基づく自立した市政運営が求められる中で、市民を代表して市の意思決定を行う議会の役割は一層重要なものとなっています。

一方、この構想で設置を目指すコミュニティ協議会は、その移譲される権限の範囲内で、地区内の課題をどのように解決するのかを決定したり、市とのパートナーシップによって解決すべき課題や、地域では解決できない課題を行政に提案・要望したりする役割を担うこととなります。これらの役割は、当然のことながら、議会の議決のように、地方自治体の意思を拘束する決定権を有するものではなく、その権限の範囲内で、地区で自主的に決定したことを自主的に実施したり、意見を述べたりするものであり、議会の議決とは性質が異なるものです。

また、議会は、市全体を大局的な立場から考え、全体のバランス等を考慮した上で議決を行います。これに対して、コミュニティ協議会は、地域の市民が直接関わることから、より地域の実情に即した細かい課題にまで目が届くことが期待されます。こうした両者の性質は、ある意味、相互補完的なものでもあり、それぞれが適切な役割を持って活動が行えるものと考えます。

さらに、コミュニティ協議会や地域行政センターへの財政支援や権限移譲などについて、議会で予算審議等を行うことにより、議会自身が、適正な地域活動を実現することに今以上に積極的に関わるのが可能になるものと考えます。

このように、コミュニティ協議会や地域行政センターの設置によって、地域のことは地域主体で考える都市内分権がはかられ、議会・市民・行政の役割分担がより明確になるものと考えています。

行政内分権の仕組みづくり

大野城市の行政内分権では、コミュニティセンターを、パートナーシップによるまちづくりに対応する拠点施設として位置づけ、その組織機能及び施設機能の充実・強化をはかります。

1. 地域行政センターへの機能進化

コミュニティセンターの組織及び施設機能の充実・強化には、本庁が持つ行政権限の一部を移譲した“地域行政センター”としての権能を持たせることが有効であると考えます。

この地域行政センターは、本庁からの一定の権限移譲により、総合的な権限を保持するとともに、市民に身近なところで行政サービスの処理を完結させ、市民満足度の向上をはかる行政の地域拠点になることを想定しています。

なお、支所的機能を持った地域行政センターを設置することは、職員の増加など行政の肥大化を招き、効率的な行政運営や行財政改革の推進を妨げる要因になることも考えられます。それらへの影響を最小限に抑えるため、団塊の世代の活用など市民とのパートナーシップを最大限に活用した運営とすること、また、本庁組織の再編によるスリム化などで、効率的な組織づくりに努めることが必要です。

2. 地域行政センターの機能（役割）

地域行政センターの機能（役割）としては、以下のようなことを想定しています。

市民とのパートナーシップによるまちづくり機能

コミュニティ協議会とのパートナーシップによるまちづくりの企画・運営

コミュニティ協議会の事務局及び運営の支援

「コミュニティ別まちづくり計画」の策定及び実施

市民のまちづくり活動推進に関する情報提供、活動支援、相談窓口、人材循環などの支援

地域における人材育成、人材活用をはかるためのシステムの構築

特色あるコミュニティづくりに関すること

施設機能を活かしたまちづくりイベントの開催、生涯学習機会の提供 など

身近で総合的な行政サービスの提供機能

身近な市民サービスの提供機能（窓口サービス業務、相談窓口業務など）

身近な生活環境づくり支援機能（福祉、環境、防犯・防災、土木など）

3 . 地域行政センター設置までの対応

都市内分権の推進のためには、行政内分権とコミュニティ分権を一体的に進めることが必要です。

地域行政センターの設置までには、移譲する権限や財源の整理、組織体制づくり、本庁組織のスリム化など解決しなければならない課題が数多くあります。

そのため、コミュニティ協議会の発足などのコミュニティ分権の進捗とのバランスを見ながら、コミュニティセンター機能の充実・強化をどのような段階を踏んで進めていくのかなどを十分に検討し、移行期における対応に遺漏が生じないように進めます。

．構想推進のために

本構想の推進のため、以下の環境整備等を進めます。

1．コミュニティ連絡協議会の設置

地区コミュニティ単位に設置するコミュニティ協議会、行政（地域行政センター）（仮称）パートナーシップ活動アドバイザー会議のメンバーが構成員となり、パートナーシップによるまちづくりについての意見交換、情報の共有や相互の連携・調整をはかるための場として、「（仮称）コミュニティ連絡協議会」を設置します。

2．パートナーシップ活動アドバイザー会議の設置

専門的な立場から、パートナーシップによるまちづくりに対するアドバイスを行うとともに、行政に対しては、コミュニティ構想の進捗状況や成果等をチェックする第三者機関として、「（仮称）パートナーシップ活動アドバイザー会議」を設置します。

会議のメンバーとしては、まちづくり活動経験のある市民、学識経験者、コンサルタントなど、経験や専門的な知識からのアドバイス等ができるメンバーとします。

3．構想の推進を担保する条例の検討

本構想に基づき、新たに構築する仕組みを制度として保障するために、条例によって制度的担保を行うことが必要になってくることも考えられます。今後、構想の具現化を進める中で、コミュニティ協議会や地域行政センターなどの仕組みづくりが課題となります。この構想の着実な推進をはかる上で、有効かつ必要と判断される場合は、条例の制定について検討します。

4．財政的な調整

コミュニティ協議会の設立に伴い、現在、交付している地域活動統合補助金については、奨励的・助成的なものではなく、協議会の裁量で地域の課題解決に対して自主的・効果的な使い方ができるものに見直し・充実をはかります。

また、安定したまちづくり活動の支援を継続して行うための資金確保を目的として、市民と協力した資金づくりを目指す「（仮称）まちづくりパートナー基金」の設置を検討します。

5 . 市職員の意欲的な参画

市職員は、本市のまちづくりに関わる一員としての強い自覚を持ち、コミュニティ協議会等が、取り組む地域のまちづくり活動に意欲的に参画することで、経験と実践を積み、市民とともに行動するプロフェッショナルとしての育成をはかります。

・ 構想の実現時期

本構想の中で示した新たなコミュニティのかたちの実現には、まず、市民と行政が共にパートナーシップと都市内分権の推進に関する共通の理解と認識を深め、同じスタートラインに立つことが最も重要です。その上で、地域の実情や行政内部での調整の必要性等を勘案すると、その実現までには一定の期間が必要です。

また、「 . 都市内分権の推進によるまちづくり」の中でも述べたとおり、地域における急激な状況変化への緩和も考慮する必要があることから、構想実現までの段階的な実現目標等を定めた上で、その実現をはかります。

最終的な構想の実現時期については、現在、策定を進めている第5次総合計画との一体的推進という観点から、その計画期間内である平成28年(2016年)を目標年次として取り組みます。

プ ラ ン 編

・ 実行プランの構成

これまで述べた、「パートナーシップの構築」と「都市内分権の推進」という、二つの目的を達成するための取り組みを「実行プラン」として位置づけ、構想の実現に向けて計画的かつ総合的に推進します。

なお、これらの実行プランについては、現段階で考えられる取り組みであり、今後の推進状況に応じ、新たな取り組みの必要性が生じた場合は、適時判断し効果的に実施するものとします。

実行プランの構成（目的別）

目 的	実 行 プ ラ ン		
パートナーシップの構築	1	パートナーシップ意識の普及・啓発のための仕組みづくり	「コミュニティ構想を知ろう講座」の開催
			「パートナーシップのまちづくり出前講座」の実施
			コミュニティ構想ダイジェスト版の配布
			ガイドブック「パートナーシップのすすめ」の発行
			パートナーシップのまちづくりに関する「市民意識調査」の実施
	2	情報と課題の共有化のための仕組みづくり	パートナーシップのまちづくり推進のための情報提供体制の整備
			コミュニティセンターでの情報提供機能の充実
			公民館での情報提供機能の充実
			公共施設予約システムの構築
	3	パートナーシップによる市政運営のための仕組みづくり	(仮称)市民の声システムの構築
			パブリック・コメント制度の活用
			行政評価制度の充実と市民参加機会の拡充

目 的	実 行 プ ラ ン			
パートナーシップの構築	4	多彩な市民力を活かすための仕組みづくり	団塊世代プロジェクトの実施（人材の循環システムの構築）	
			学校と地域との連携事業（児童・生徒）	
			コミュニティづくりを担う若い世代の育成	
			「使ってちょうだいバンク」の整備	
			パートナーシップ活動を支援する制度の拡充	
			パートナーシップ活動市民提案制度の創設	
都市内分権の推進	5	市の推進体制整備のための仕組みづくり	市の組織体制の整備	
			（仮称）パートナーシップ活動支援センターの設置	
			コミュニティ広場機能の整備	
			（仮称）まちづくりパートナー基金の創設	
構想の推進	6	多様な職員力を活かすための仕組みづくり	市職員を対象とした研修の実施	
			パートナーシップのまちづくり職員サポートチーム制度の創設	
			7	コミュニティ分権の推進（コミュニティ協議会の設置）
				行政内分権の推進（地域行政センターの設置）
構想の推進	9		（仮称）コミュニティ連絡協議会の設置	
			（仮称）パートナーシップ活動アドバイザー会議の設置	
			構想の推進を担保する条例の検討	
			財政的な調整（地域活動統合補助金制度の見直し）	

・実行プラン

【1】パートナーシップ意識の普及・啓発のための仕組みづくり

	1 -		
プラン	「コミュニティ構想を知ろう講座」の開催		
プランの内容	パートナーシップと都市内分権を柱とするコミュニティ構想に対する市民の理解を深め、具体的な行動につなげていくことを目的とした座談会をワークショップ形式なども取り入れ地区別、行政区別、団体別などできるだけ細かに開催します。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	コミュニティセンター 各区
実施年次（目標年次）及び事業費			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
講座の開催			

	1 -		
プラン	「パートナーシップのまちづくり出前講座」の実施		
プランの内容	出前講座の新メニューとして設定。 「コミュニティ構想を知ろう講座」を引き継いで開催し、構想への市民の理解を促進します。 市民団体からの申込みによる開催はもちろんのこと、団体の集会等の機会を利用して積極的に出向いて開催します。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	コミュニティセンター 各区公民館、各種市民団体
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
講座開設準備			
出前講座の実施			

	1 -		
プラン	コミュニティ構想ダイジェスト版の配布		
プランの内容	<p>コミュニティ構想に対する市民の理解を深めてもらうため、分かりやすく解説したダイジェスト版を作成します。</p> <p>ダイジェスト版は、全世帯に配布するとともに、出前講座などの資料としても活用します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
ダイジェスト版の作成・配布			

	1 -		
プラン	ガイドブック「パートナーシップのすすめ」の発行		
プランの内容	<p>パートナーシップによるまちづくりに取り組もうとする市民及び職員の参考となるよう、活動への参加方法、活動支援策などを記載したマニュアルを作成します。</p> <p>具体的に活動に取り組む上で参考になるよう、具体的な活動事例や先進地での取組事例なども併せて紹介します。</p> <p>ホームページに掲載するとともに、CD版の作成を検討します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
ガイドブックの作成・改訂			

	1 -		
プラン	パートナーシップのまちづくりに関する「市民意識調査」の実施		
プランの内容	<p>一定期間が経過した後、構想に関する市民の理解度や納得度などの意識の変化を把握し、パートナーシップのまちづくりを進める上での基礎資料を収集します。</p> <p>調査実施については、3カ年に一度とします。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
調査実施			

【2】情報と課題の共有化のための仕組みづくり

	2 -		
プラン	パートナーシップのまちづくり推進のための情報提供体制の整備		
プランの内容	<p>パートナーシップのまちづくりに関する総合情報サイトをホームページ上に構築します。</p> <p>内容としては、最新活動ニュース、事例紹介、パートナーシップ活動助成制度の紹介、使ってちょうだいバンク、NPOデータマップ、活動相談室、活動推進知恵袋、意見箱などを検討します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	庁内プロジェクトチーム	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
調査研究			
ホームページの運用			

	2 -		
プラン	コミュニティセンターでの情報提供機能の充実		
プランの内容	<p>各コミュニティセンターでの催し物、活動紹介、参加者募集告知・受付などを行うホームページを前記2 - の整備と併せて開設します。</p> <p>現在、発行している「コミュニティセンターだより」の内容を充実し、催し物案内中心でなく、パートナーシップによるまちづくりに関する情報提供や市民参加の呼びかけなどを積極的に行います。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	庁内プロジェクトチーム コミュニティセンター	協力関係機関	コミュニティ運営委員会
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
調査研究			
ホームページの運用・管理			
コミュニティセンターだより発行			

	2 -		
プラン	公民館での情報提供機能の充実		
プランの内容	各区公民館における情報提供機能（IT環境）を整えるための支援を実施します。 情報提供機能の充実に係る支援については、目標年次の関係から期限を定めて実施することとします。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	各区公民館 自治経営推進課
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
事業周知			
ホームページ開設支援事業			

	2 -		
プラン	公共施設予約システムの構築		
プランの内容	コミュニティセンター、まどかぴあ、総合公園などの施設情報を一元化し、施設の空き状況照会や利用申込みができるシステムを構築します。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	コミュニティセンター・まどかぴあ・総合公園・いこいの森各管理者・自治経営推進課
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
システム構築			
運用・管理			

【3】パートナーシップによる市政運営のための仕組みづくり

	3 -		
プラン	(仮称)市民の声システムの構築		
プランの内容	<p>パートナーシップの視点からみた広聴手法として、インターネットや電子メールなどを活用した、市民ニーズや市民満足度を高めるためのシステム「(仮称)市民の声システム」を構築します。</p> <p>制度設計にあたっては、IT環境を持たない情報弱者の参加や収集した意見の客観性が確保されるシステムとして検討します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	自治経営推進課 秘書広報課	協力関係機関	
実施時期(目標年次)			
項目	短期 H20~H22	中期 H23~H25	長期 H26~H28
制度研究			
制度構築			
システム稼働			

	3 -		
プラン	パブリック・コメント制度の活用		
プランの内容	<p>市の重要な施策や計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して、決定していく制度であるパブリック・コメント制度の積極的な活用をはかります。</p> <p>行政の政策決定に市民が関わる新たな制度や、仕組みについての調査・研究を行います。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	秘書広報課	協力関係機関	
実施時期(目標年次)			
項目	短期 H20~H22	中期 H23~H25	長期 H26~H28
制度の研究			
新制度の活用			

	3 -		
プラン	行政評価制度の充実と市民参加機会の拡充		
プランの内容	<p>現在、取り組んでいる統合型行政評価システム「公共サービスD O C K事業」を活用して、市民の視点や市民に開かれた行政評価を実施します。</p> <p>審議会、委員会等への市民委員の公募等を積極的に進め、幅広い市民の市政への参加機会を拡充します。</p> <p>ホームページに掲載している審議会、委員会等の開催情報の充実をはかることで、積極的な情報公開を進め、市民の積極的な参加を促します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	自治経営推進課 秘書広報課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
参加機会の拡充			
情報公開の促進			

【4】多彩な市民力を活かすための仕組みづくり

	4 -						
プラン	団塊世代プロジェクトの実施（人材の循環システムの構築）						
プランの内容	<p>団塊の世代（アクティブシニア）の地域活動デビューを支援することを目的とするプロジェクトを展開します。</p> <p>具体的には、地域デビューのきっかけとなる「（仮称）地域活動デビュー講座」を開催することで、「アクティブシニアの動機付け・ネットワークづくりの促進・人材の発掘と育成」を進めます。</p> <p>講座受講者を、「地域活動へ参加 活動経験を積んで地域のキーマンに成長 講座の講師として次の人材を育成」という形で活用することで、コミュニティ活動を担う「人材の循環システム」を構築する。</p> <p>当面、3年間を目処に継続して実施し、毎年度、効果を検証し必要な修正を行います。</p>						
取組の形態	行政主体の取組 市民と行政のPSでの取組 市民主体の取組						
実施主体	コミュニティ振興課 協力関係機関 コミュニティセンター他						
実施時期（目標年次）							
項目	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>短期</td> <td>中期</td> <td>長期</td> </tr> <tr> <td>H20～H22</td> <td>H23～H25</td> <td>H26～H28</td> </tr> </table>	短期	中期	長期	H20～H22	H23～H25	H26～H28
短期	中期	長期					
H20～H22	H23～H25	H26～H28					
内容検討							
事業実施							

	4 -						
プラン	学校と地域との連携事業の実施（児童・生徒）						
プランの内容	<p>住みよい地域をつくりたいという、市民の気持ちをうまく行動につなげるアダプト活動 制度を活用して、学校との連携により、次世代を担う子どもたちが、地域のまちづくり活動に積極的に参加する仕組みを構築します。</p>						
取組の形態	行政主体の取組 市民と行政のPSでの取組 市民主体の取組						
実施主体	コミュニティ振興課 協力関係機関 教育委員会他						
実施時期（目標年次）							
項目	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>短期</td> <td>中期</td> <td>長期</td> </tr> <tr> <td>H20～H22</td> <td>H23～H25</td> <td>H26～H28</td> </tr> </table>	短期	中期	長期	H20～H22	H23～H25	H26～H28
短期	中期	長期					
H20～H22	H23～H25	H26～H28					
制度検討							
事業実施							

	4 -		
プラン	コミュニティづくりを担う若い世代の育成		
プランの内容	若い世代（青年）自らが企画した地域独自の事業を実施することで、青年がもっている豊かで柔軟な創造性やエネルギーをまちづくりに活かすとともに、青年の地域活動への参加促進をはかります。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	教育委員会
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
制度検討			
事業実施			

	4 -		
プラン	「使ってちょうだいバンク」の整備		
プランの内容	従来の待ち受け型で受動的な人材バンクではなく、自ら進んで積極的に働きかける能動的な意思を持った人材の登録制度を整備します。 人材の循環システムとも連携して登録者を確保し、地域活動の即戦力（担い手）として多様なコミュニティ活動メニューの中で活用します。 バンクの運営は、データの一元化をはかった上で、各コミュニティセンターに設置する「（仮称）パートナーシップ活動支援センター」で行います。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティセンター	協力関係機関	コミュニティ振興課
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
制度の検討			
登録・運用			

	4 -		
プラン	パートナーシップ活動を支援する制度の拡充		
プランの内容	市民の知恵と力を活かした地域活動の自主性及び自律性を尊重しつつ、市民主体の積極的な課題解決のための取り組みを支援し、自治力の充実をはかる新たな支援体制及び制度の強化などについて検討します。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
制度調査・研究			
制度運用開始			

	4 -		
プラン	パートナーシップ活動市民提案制度の創設		
プランの内容	市民のアイデアや提案をまちづくりに活かし、パートナーシップのまちづくりを推進することを目的として、市民からの提案を募集し、パートナーシップ活動として適しているものを事業化する制度について調査研究を進めます。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
制度調査・研究			
制度運用開始			

【5】市の推進体制整備のための仕組みづくり

	5 -		
プラン	市の組織体制の整備		
プランの内容	パートナーシップのまちづくりを総合的、かつ全庁的に進めるため、組織及び庁内関係部署を横断的に連携した推進体制について検討します。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課 自治経営推進課	協力関係機関	
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
組織の検討			
設置・運用			

	5 -		
プラン	（仮称）パートナーシップ活動支援センターの設置		
プランの内容	<p>以下のことについて検討を進めます。</p> <p>パートナーシップのまちづくりを進める上での課題などについて、市民からの相談を受け、アドバイス等を行う窓口機能を持つ「（仮称）パートナーシップ活動支援センター」をコミュニティセンター（地域行政センター）内に設置。</p> <p>コミュニティセンター（地域行政センター）の組織機能強化の一環として、センター内に専従組織（パートナーシップ活動支援センター担当）及びパートナーシップコーディネーターの配置。</p> <p>パートナーシップコーディネーターは、パートナーシップのまちづくりの専門員として、コミュニティ活動のコーディネートや活動団体の連絡・調整などの支援。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課 コミュニティセンター	協力関係機関	庁内関係課（組織、人事など）
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
組織化の検討			
支援センターの設置			

	5 -		
プラン	コミュニティ広場機能の整備		
プランの内容	<p>多様でより活発なコミュニティ活動を促進することを目的に、市民の交流やネットワークづくりのイベントなど、市民アイデアをもとに多目的に活用する「コミュニティ広場」を各地区コミュニティに確保します。</p> <p>コミュニティ広場の確保は、コミュニティセンターに隣接または近接する公園等の公共施設を活用し、施設管理権限等は、コミュニティセンター（地域行政センター）に移譲します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組 市民と行政のPSでの取組 市民主体の取組		
実施主体	コミュニティ振興課 コミュニティセンター	協力関係機関	都市計画課 自治経営推進課
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
用地取得			
広場整備			
管理権移譲・活用			

	5 -		
プラン	（仮称）まちづくりパートナー基金の創設		
プランの内容	<p>パートナーシップのまちづくり活動を、安定的に支援するための財源確保を目的とした基金の設置を検討します。</p> <p>税制改正（ふるさと納税）の動向や本市の実情と市民の意思の反映などを考慮して検討します。</p> <p>基金制度の検討にあたっては、庁内関係課による「（仮称）まちづくりパートナー基金」の検討ワーキンググループを設置し、基金の制度設計及び条例案等の検討を行います。</p>		
取組の形態	行政主体の取組 市民と行政のPSでの取組 市民主体の取組		
実施主体	自治経営推進課	協力関係機関	関係各課
実施時期（目標年次）			
項目	短期 H20～H22	中期 H23～H25	長期 H26～H28
制度検討			
条例化・運用			

【6】多様な職員力を活かすための仕組みづくり

	6 -		
プラン	市職員を対象とした研修の実施		
プランの内容	<p>パートナーシップのまちづくりに対する職員の意識改革を進め、具体的な行動につなげていくことを目的とした研修を実施します。</p> <p>市民とのコミュニケーション能力向上のため、実際にまちづくり活動の現場に入り体験する「(仮称)地域活動インターンシップ 研修(実地研修)」についても検討します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	人事課
実施時期(目標年次)			
項目	短期	中期	長期
	H20~H22	H23~H25	H26~H28
研修実施			

	6 -		
プラン	パートナーシップのまちづくり職員サポートチーム制度の創設		
プランの内容	<p>全市職員を対象にした「パートナーシップのまちづくり職員サポートチーム制度」を創設し、パートナーシップのまちづくりに全庁的に取り組み支援する体制を整備します。</p> <p>地区コミュニティごとに編成し、自主的またはコミュニティ協議会などからの要請に応じて、通常の職務以外に地域のまちづくり活動に参加・協力するものとします。</p> <p>市職員が持つ知識やスキルを地域支援に活かせるよう専門性に配慮した編成とします。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	人事課
実施時期(目標年次)			
項目	短期	中期	長期
	H20~H22	H23~H25	H26~H28
制度検討			
制度運用			

【7】コミュニティ分権の推進（コミュニティ協議会の設置）

	7 -
プラン	コミュニティ協議会の設置
プランの内容	<p>コミュニティ協議会制度への移行は、現運営組織（コミュニティ運営委員会）を始めとした関係者の理解を得ながら進める必要があります。そのためには、モデル事業の実施など実践的な取り組みを踏まえた検証を行いながら、段階的に組織転換を進めます。</p> <p>なお、制度移行にあたっては、多様な制度上の事例研究と問題点の検証を行う必要があることから、全コミュニティで情報を共有しながら横並びで進めることを基本とします。</p> <p>短期目標</p> <p>〔意識醸成期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行プランの「1. パートナースhip意識の普及・啓発のための仕組みづくり」で示した事業に取り組み、「パートナーシップで自治力みなぎるコミュニティ」という構想の理念と方向性の共有をはかり、市民意識の醸成を進めます。 <p>〔導入準備期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識の醸成度合いを見ながら、適時コミュニティ協議会発足のための市民組織である「コミュニティ協議会設立準備委員会」を、多様な主体の参加を前提に各地区コミュニティに設置します。 ・ 現運営組織であるコミュニティ運営委員会の業務は、準備委員会が引き継ぎます。 ・ 各地区コミュニティに準備委員会が設置された段階で、相互の連絡・調整や情報交換等を行うための「コミュニティ協議会準備委員会連絡会」を設置します。 <p>中期目標</p> <p>〔制度検証期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備委員会において、コミュニティ協議会制度への移行を前提として、地区内の課題を把握・整理します。 ・ 地区内の課題解決のために、どのようなまちづくり活動（解決策）を地域主体で実施できるかを検討し、取り組むべき順位を決定します。 ・ 準備委員会で決定した優先順位にもとづき、「パートナーシップ活動支援制度（実行プランの4 - ）」を活用して、モデル事業を実施します。 ・ 実施したモデル事業の結果を検証し、問題点の把握と必要な見直しを行います。 <p>〔制度構築期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施したモデル事業の結果を踏まえて、コミュニティ協議会に移行するにあたっての組織体制、運営方法など、コミュニティ協議会のより良いかたちを整理し、組織規程、運営規程、スタッフの募集方法等、

	<p>コミュニティ協議会設立のために必要な事項を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定した所定の手続きに基づき、役員、スタッフ等の選任を行い、コミュニティ協議会を設立します。 <p>長期目標〔移行完了期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立したコミュニティ協議会が、地域行政センターとの連携により、地域のまちづくり活動を主体的に担います。 ・全コミュニティにコミュニティ協議会が設置された段階で、設立準備連絡会をコミュニティ連絡協議会に改組します。 		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	コミュニティ運営委員会
実施時期（目標年次）			
項目	短期	中期	長期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
制度検討			
準備委員会設置			
協議会組織化			

【 8 】 行政内分権の推進（地域行政センターの設置）

	8 -		
プ ラ ン	地域行政センターの設置		
プランの内容	<p>「市民のための決定は、市民により近いところで行われる。」を基本とした市民に身近な行政機能の確立を目標として進めます。</p> <p>短期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な行政機能の確立のため、地域行政センターに移譲する権限や予算、また、行政サービスのワンストップ化をめざして地域行政センターが提供する事務について、検討を行ないます。 ・組織体制の整備及び事務スペース確保などの検討を進めます。 ・上記の検討結果を受け、段階的に権限と事務の移譲を行います。 <p>中期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限及び事務の移譲と並行して、それを担う地域行政センターの組織体制についての再検討を行い、組織強化（所管事務量に応じた適正な人員配置など）を進めます。 ・地域行政センターの組織及び所管業務に応じて、事務所スペース等の確保を行い、組織体制の整備及びコミュニティ協議会の組織化に合わせて、必要となるスペース確保など所要の施設整備を進めます。 <p>長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域行政センターとして、運営を開始します。 		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	自治経営推進課ほか
実施時期（目標年次）			
項 目	短 期	中 期	長 期
	H20～H22	H23～H25	H26～H28
移譲事務の調査			
事務移譲の開始			
センター準備・開設			

【9】その他構想推進に係る仕組みづくり

	9 -		
プラン	(仮称)コミュニティ連絡協議会の設置		
プランの内容	四つのコミュニティ運営委員会(コミュニティ協議会)行政(コミュニティセンター)パートナーシップ活動アドバイザー会議のメンバーが構成員となった「(仮称)コミュニティ連絡協議会」を設置します。協議会では、パートナーシップによるまちづくりについての意見交換、情報の共有や相互の連携・調整をはかるための場とします。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課 コミュニティセンター	協力関係機関	コミュニティ運営委員会
実施時期(目標年次)			
項目	短期 H20~H22	中期 H23~H25	長期 H26~H28
組織化検討			
組織発足			

	9 -		
プラン	(仮称)パートナーシップ活動アドバイザー会議の設置		
プランの内容	専門的な立場から、パートナーシップによるまちづくりに対するアドバイスを行うとともに、行政に対しては、コミュニティ構想の進捗状況や成果等をチェックし、評価を行う第三者機関として、「(仮称)パートナーシップ活動アドバイザー会議」を設置します。会議のメンバーとしては、まちづくり活動経験のある市民、学識経験者、コンサルタントなど、経験や専門的な知識からのアドバイス等ができるメンバーとします。		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	
実施時期(目標年次)			
項目	短期 H20~H22	中期 H23~H25	長期 H26~H28
設置検討			
組織発足			

	9 -		
プラン	構想の推進を担保する条例の検討		
プランの内容	<p>市民と行政がそれぞれの特徴を活かし、役割分担を明確にしなが 互いが対等のパートナーシップによるまちづくりを進めるために、各 地区のコミュニティ協議会の位置づけや、市民・企業・行政の役割な どについて調査研究を行い、条例の必要性についても検討します。 条例を制定する場合は、行政の過度な関与がないように配慮するとと もに、市民の意見を取り入れるため、市民参加による「(仮称)コミュ ニティ活動推進条例検討委員会」を設置します。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	コミュニティ運営委員会
実施時期(目標年次)			
項目	短期	中期	長期
	H20~H22	H23~H25	H26~H28
調査研究			

	9 -		
プラン	財政的な調整(地域活動統合補助金制度の見直し)		
プランの内容	<p>コミュニティ運営委員会に交付している統合補助金については、奨励 的・助成的なものから、地域の課題解決に対して自主的・効果的な使 い方ができるように見直しを行います。</p>		
取組の形態	行政主体の取組	市民と行政のPSでの取組	市民主体の取組
実施主体	コミュニティ振興課	協力関係機関	財政課
実施時期(目標年次)			
項目	短期	中期	長期
	H20~H22	H23~H25	H26~H28
補助金制度の見直し			

資料編

1.用語解説

この用語解説は、この構想における用語の定義であって、一般的に使用されているものと必ずしも一致するものではありません。

【あ行】

アダプト活動：道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民、団体、企業等が「里親」となり、養子となった施設の一部（区域等）を責任をもって保守管理をしていく制度。

インターンシップ：一般的には、学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度をさす言葉として使われるが、ここでは実地に出向いて実際に行う実地研修を意味する。

【か行】

各種団体：シニアクラブ、子ども会、PTA、消防団、福祉推進委員会、食生活改善推進委員会など、地域において社会的な必要性から組織されている団体。地縁による性格が強いものの、会員や目的が特定していることが多く、目的型コミュニティと同様の性格も有する。

行政内分権：市域をいくつかに分けて地域に近いところに一定の権限を有した行政組織（地域行政センター）を設置し、地域での市民の取り組みに的確に対応するとともに、身近で総合的な行政サービスを提供する仕組み。

区（自治会）：地域住民が連帯を深めながら、豊かで住みよい地域基盤を築くことを共通目的とする地縁の組織（単位自治会（区）は班、組などで構成されている）。任意の住民組織であり、広い意味では市民活動団体だが、幅広い分野で住民・世帯の生活に関する基礎的団体としての性格を有することから、市民活動団体とは区分している。

公共：公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

公共サービス DOCK 事業：フルコスト計算書診断、民活のあり方診断、業務・システム最適化診断及び実施計画事業の初期診断という四つの視点から多角的に行政評価（診断）を行う大野城市独自のシステム。

コーディネート：一言で言うと「全体を調整する能力」の意味。まちづくりに関わる複数の個人や団体の活動や意思を調整しながら、ひとつにまとめたり連携させたりすること。

コミュニティ：多様な生活形態を基礎として形成されるまとまりや結びつきの広がり。住民一人ひとりのつながりに始まり、地縁による「地域型コミュニティ」、特定のテーマを持った「目的型コミュニティ」、経済活動による「地域経済型コミュニティ」、インターネットを介した「電子コミュニティ」などがある。

コミュニティ協議会：市民や地域の多様な主体の参画を得て、市民相互や市民と行政とのパートナーシップのもと、地区のまちづくりを行う組織であり、コミュニティ力みなぎるまちづくりの中心的な役割を担う。

コミュニティ分権：地域に住んでいる市民や地域で活動している多様な団体が、自ら身近な地域の課題解決や魅力づくりに向けて取り組む“市民力”が発揮できる仕組み。

コミュニティ別まちづくり計画：市全体の総合計画との整合をはかりながら、地域行政センターの管轄区域内において、その地域の個性や特徴を活かすために策定されるまちづくり計画。コミュニティ別まちづくり計画は、区域内に住んでいる市民とのパートナーシップにより作成される。また、作成した計画の進行管理などはコミュニティ協議会が自ら行うことも想定している。

コミュニティビジネス：地域の人々が中心となり、地域に根付いた市民サービスや社会サービス事業を展開することで、地域課題を解決していこうとする取り組み。

【さ行】

参画：まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。

市民：個人や地域団体、NPO、企業などこれからの大野城市のまちづくりを担う可能性を持つすべての主体のこと。

市民活動：より豊かでゆとりのある地域社会の形成をめざし、市民が自発的、積極的に公共の役割を果たそうとする社会貢献活動。

個人・団体の別を問わないが、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動は含まない。また、営利を目的としない活動であれば、構成員や会員などの活動が有償・無償のいずれかであるかを問わない。

自己決定・自己責任の原則：地方分権の進展によって、国と自治体との関係が対等・協力の関係に改められ、国の地方への関与が縮小されたことにより、自治体においては、これまでの国・県・市の縦割り型の画一的な行政システムから、地域社会の多様な個性を活かした分権型の行政システムの構築が進められている。このことは、各自治体の裁量権と住民に対する責任の拡大をもたらすとともに、行政サービスの選択とそれに伴う負担については、これまで以上に地域住民の選択に委ねられるため、住民にも自己決定・自己責任の原則が求められることとなる。

自治：まちづくりの主権者である市民と、市議会及び市長等の執行機関がそれぞれの役割に応じて、主体的かつ連携し、地域社会を築いていくこと。自治には、「住民自治」と「団体自治」がある。

自治活動：住民相互の親睦や防災、福祉、環境などの自主的な取り組み、あるいは地域課題の解決にあたる住民の活動で、広い意味では市民活動といえる。その多くは区（自治会）コミュニティ運営委員会を中心として展開されている。

自治力：地域の持つ資源、安全・安心の環境、子育て、教育環境、公共マナーやまちづくりに対する市民意識など、あらゆる分野において、より高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境を創造することによって培われ、発揮される地域の力のこと。これを担う住民の力は、「市民力」とも言える。

住民：地域社会の構成員としての市民を指す。それぞれの地域で生活を営む住民は、地域固有のまちづくりの担い手であることから、市民はまず地域の住民であるという点に重きを置き、市民という表現とは使い分けている。

住民自治：市民自らが参画し、地域のまちづくりを協働して進めること。近年、地方分権や合併を契機に、住民自治の制度的拡充が行われている。

【た行】

団塊の世代：1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の第1次ベビーブームで生まれた世代。この団塊の世代が2007年から2010年にかけて一斉に定年退職をするため、年金制度をはじめとして、社会に大きな影響をもたらすことが予想されている。（2007年問題）

地域・地区：従来の区や地区コミュニティなど、その目的や必要に応じて形成される一定の範囲を言う。地区コミュニティは、住民が目的に応じて連携するのに適した範囲、圏域を指す。従来から大野城市では、市内26の区を単位とする第1次生活圏（小コミュニティ）地区コミュニティを単位とする第2次生活圏（中コミュニティ）市域全体を第3次生活圏（大コミュニティ）として位置づけている。

地域行政センター：地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを進めるため、市域をいくつかに区分した範囲において市民とのパートナーシップによるまちづくりを行うとともに、地域に身近な行政サービスを総合的に提供するための新たな行政組織。

地域経済型コミュニティ：企業、商店街など地域に密着して経済活動を行っている法人・団体が連帯して構成する広がり。

地縁・地域型コミュニティ：同じ土地に住んでいるために生じる社会的なつながり。区（自治会）をはじめ各種団体・商店街などがある。地縁型コミュニティともいう。

地方政府：中央政府に従属する地方公共団体ということではなく、地方分権のもとに、中央政府と対等・協調の関係となる地方自治体。

都市内分権：市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において分権を進めて、市民と行政が協力してまちづくりを進める上での効果的・効率的な仕組みづくり。具体的には、市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取り組むことのできる仕組みづくりや、その仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政体制の整備などをいう。

【は行】

パートナーシップ：地域又は社会の課題解決をはかるため、市民相互、市民と行政とが地域の目標を共有し、それぞれの役割分担を明確にして対等の立場で相互協力し、共に汗をかき知恵を出し合いながら、地域における様々な課題の解決に取り組んでいくかたち。パートナーシップの結びつきについては、市民と行政、市民と市民など、様々な形態がある。

パブリック・コメント制度：市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

補完性の原則：「個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの単位でできることはそれらの自助・共助に任せ、コミュニティなどの単位では解決不可能あるいは非効率なものを自治体などの単位が『公助』で行うべきである。」という、住民を中心に据えた「住民・地域・企業・行政の役割分担」の原則。

ボランティア：自発的な意思と自己責任に基づく非営利の社会貢献活動、または、それに携わる人のこと。報酬の有無はその定義には関係なく、個人・団体の別も問わない。ボランティア団体は、市民活動団体に位置づけられる。

【ま行】

まち：地域と大野城市全体。

まちづくり：道路や公園の整備などハード分野のまちづくりだけでなく、健康づくりやリサイクルなどのソフト分野まで、市民生活に係る様々な分野において、住みよい環境を築くための取り組み全般。

まちづくり団体：景観、緑化、環境などハード系の分野や、にぎわいイベント、空き店舗対策など地域活性化の分野を中心に活動する市民活動団体。地域型コミュニティと目的型コミュニティ双方のケースが考えられる。

目的型（テーマ型）コミュニティ：ある特定の目的・使命を遂行するために組織された団体。NPO 法人・ボランティア団体・まちづくり団体などの市民活動団体がある。趣味のサークルなども社会貢献活動の展開が考えられることから、広い意味において目的型コミュニティと言える。

【アルファベット】

NPO：非営利組織。Non-Profit Organization の頭文字をとったもの。また、このうち特定非営利活動促進法に基づいて、所轄庁の認証を受けた団体が「NPO 法人」で、環境や福祉などの広い分野で、主として特定の社会的課題の解決を使命とした活動を継続的に行う市民活動団体。

2. コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)の検討経過(関係事項を含む)

年	月	行政関係	市民参加関係
H18	12	コミュニティに関する庁内各課アンケート調査	コミュニティに関する市民団体アンケート調査
H19	1	先進事例調査	
	2		コミュニティについて考えるワークショップ(北地区1回目) コミュニティについて考えるワークショップ(中央地区1回目)
	3	第5次総合計画策定のための市民満足度アンケート調査	コミュニティについて考えるワークショップ(東地区1~3回目) コミュニティについて考えるワークショップ(南地区1~3回目) コミュニティについて考えるワークショップ(北地区2~3回目) コミュニティについて考えるワークショップ(中央地区2~3回目)
	4	ワークショップ結果の取りまとめ	
	6	コミュニティ構想検討委員会の発足	第1回コミュニティ構想検討委員会
	7		第2回コミュニティ構想検討委員会 第3回コミュニティ構想検討委員会
	8		第4回コミュニティ構想検討委員会 第5回コミュニティ構想検討委員会
	9		第6回コミュニティ構想検討委員会 第7回コミュニティ構想検討委員会
	10	新コミュニティ構想素案答申	第8回コミュニティ構想検討委員会
	11	構想素案の公表(ホームページ、行政資料室) 素案に対する庁内意見聴取	コミュニティ別ワークショップ2~まちづくり進歩ジウム~(北地区) コミュニティ別ワークショップ2~まちづくり進歩ジウム~(中央地区) コミュニティ別ワークショップ2~まちづくり進歩ジウム~(東地区) コミュニティ別ワークショップ2~まちづくり進歩ジウム~(南地区)
	12	構想素案の公表(広報)	
	H20	1	第5次総合計画審議会の発足
2			第3回総合計画審議会 第4回総合計画審議会
3		第5次総合計画基本構想案答申	第5回総合計画審議会 第6回総合計画審議会
4			基本構想案に関するまちづくり“進歩”ジウムの開催(北地区、東地区、中央地区、南地区の各コミュニティ)
6		構想成案公表	

コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)

～市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ～

平成20年6月
福岡県大野城市
市民部コミュニティ振興課